

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成30年10月12日

住所 熊本県熊本市中央区水前寺三丁目3番25号

氏名 河津造園株式会社

代表取締役 小野 晃良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日	平成30年10月12日	許可番号	第中-269号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	破砕・選別施設（法施行令第7条第8号の2に規定する木くずの破砕施設） 木くず（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）		
設置場所	熊本県上益城郡益城町小谷字戸次道1323番5		
処理能力	148t/日（8時間）		
許可の条件	無		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		